

第 3 編 土木工事共通編

| 番号         | 項目                         | 現行   | 改定  | 改定理由      |
|------------|----------------------------|--|---|-----------|
| 1-3-2<br>6 | 材料<br>視線誘導標の形状<br>及び性能     | <p>(1) 反射体</p> <p>① 受注者は、形状が丸型で直径 70mm 以上 100mm 以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。</p> <p>② 受注者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p> <p>白色 <math>0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x</math><br/> <math>0.50 \geq x \geq 0.41</math></p> <p>橙色 <math>0.44 \geq y \geq 0.39</math><br/> <math>y \geq 0.99 - x</math></p> <p>ただし、x、y は <a href="#">JIS Z 8701 (色の表示方法－XYZ 表色系及び X10 Y10 Z10 表色系)</a></p> <p>③ 受注者は、反射性能が JIS D 5500 (自動車用ランプ類) に規定する反射性試験装置による試験で、表 1-1 に示す値以上である反射体を用いなければならない。</p> | <p>(1) 反射体</p> <p>① 受注者は、形状が丸型で直径 70mm 以上 100mm 以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。</p> <p>② 受注者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p> <p>白色 <math>0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x</math><br/> <math>0.50 \geq x \geq 0.41</math></p> <p>橙色 <math>0.44 \geq y \geq 0.39</math><br/> <math>y \geq 0.99 - x</math></p> <p>ただし、x、y は <a href="#">JIS Z 8781-3 (測色－第三部：CIE 三刺激値)</a></p> <p>③ 受注者は、反射性能が JIS D 5500 (自動車用ランプ類) に規定する反射性試験装置による試験で、表 1-1 に示す値以上である反射体を用いなければならない。</p> | JIS 規格の変更 |
| 1-3-5<br>1 | 縁石工<br>一般事項                | <p>縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。</p> <p>敷モルタルの <a href="#">重量配合は</a>、1 : 3 (セメント : 砂) とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロックを図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。</p>   | <p>縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。</p> <p>敷モルタルは、1 : 3 (セメント : 砂) <a href="#">の重量配合</a> とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロックを <a href="#">契約</a> 図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。</p>  | 表現の適正化    |
| 3          | アスカーブの施工                   | <p>アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗装面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が 5℃ 以下のとき、または雨天時には施工してはならない。</p>  | <p>アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗装面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が 5℃ 以下のとき、または雨天時には施工してはならない。</p> <p><a href="#">やむを得ず、気温が 5℃ 以下のとき、または雨天時に施工する場合については、第 3 編 1-6-7 アスファルト舗装工の 4 項(21)の規定によるものとする。</a></p>   | 3, 4 を統合  |
| 4          | <a href="#">アスカーブの施工 2</a> | <p><a href="#">アスカーブの施工にあたり、やむを得ず、気温が 5℃ 以下のとき、または雨天時に施工する場合については、第 3 編 1-6-7 アスファルト舗装工の 4 項(21)の規定によるものとする。</a></p>   |   |           |

第 3 編 土木工事共通編

| 番号          | 項目  | 現行   | 改定   | 改定理由                               |
|-------------|---|--|--|------------------------------------|
| 1-3-8<br>9  | 路側防護柵工<br><u>出来形確保対策</u><br><u>ビデオカメラによる出来形管理</u> | <u>受注者は、設計図書においてビデオカメラによる出来形管理の試行対象工事と明示された場合、防護柵の所要の埋込み長が確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、もしくは埋込み長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影し、監督員の要請があった場合は速やかに提示するとともに、検査時まで提出するものとする。</u> | <u>受注者は、設計図書で非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定の対象工事とされた場合は以下に基づき実施するものとする。</u><br><u>(1)受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督員と協議しなければならない。</u><br><u>(2)受注者は、防護柵所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合、ビデオカメラによる出来形管理とすることができる。</u><br><u>①防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)（平成 24 年 6 月国土交通省大臣官房技術調査課）（以下「測定要領(案)」という。）の適用範囲外の場合</u><br><u>②受注者が測定機器を調達できない場合</u><br><u>③測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合</u><br><u>④非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合</u><br><u>⑤その他非破壊試験によって出来形確認ができない場合</u><br><u>(3)非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従う。</u><br><u>(4)ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全数本分撮影する。</u><br><u>①支柱建て込み前の根入れ長測定状況</u><br><u>②支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は別途定める施工確認書と整備・保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に納品する。</u> | 非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)による表現の適正化 |
| 1-3-13<br>4 | ポストテンション<br>桁製作工<br>PC 緊張の施工                      | <b>【新規追加】</b>  | <u>(12) 受注者は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編 20.9（PC 鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品する。</u>  | 表現の適正化                             |

第 3 編 土木工事共通編

| 番号          | 項目                            | 現行  | 改定  | 改定理由   |
|-------------|-------------------------------|---|---|--------|
| 1-3-14<br>2 | プレキャストセグメント主桁組立工<br>ブロック組立て施工 | <p>ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表1-4 に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としてはJSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成25年11月）によるものとする。</p> | <p>ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表 1-4 に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は「<u>コンクリート標準示方書・（規準編）</u>」（土木学会、平成 25 年 11 月）における、<u>JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）</u>による。これにより難しい場合は、<u>監督員の承諾を得なければならない。</u></p> | 表現の適正化 |
| 1-3-23<br>3 | 現場継手工<br>ボルトの締付け              | <p><u>(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に 1 回、搬入後はトルクレンチは 1 ヶ月毎にその他の機器は 3 ヶ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。</u></p>  | <p><u>(6) ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>軸力計は現場搬入直前に 1 回、その後は 3 ヶ月に 1 回検定を行う。</u></li> <li>・<u>トルクレンチは現場搬入時に 1 回、搬入後は 1 ヶ月に 1 回検定を行う。</u></li> <li>・<u>ボルト締付け機は現場搬入前に 1 回点検し、搬入後は 3 ヶ月に 1 回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。</u></li> </ul>   | 表現の適正化 |
| 1-3-24<br>2 | 伸縮装置工<br>バックアップ材              | <p>バックアップ材については、ミルシートの提出のみとする</p>   | <p>バックアップ材については、ミルシートのみを工事完成時に納品とする。なお、<u>施工途中において監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p>   | 表現の適正化 |

第 3 編 土木工事共通編

| 番号           | 項目          | 現行   | 改定   | 改定理由                  |
|--------------|-------------|--|--|-----------------------|
| 1-3-31<br>18 | 現場塗装工<br>検査 | <p>(6) 受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>① 塗膜厚測定値 (5 回平均) の平均値は、目標塗膜厚 <u>(合計値)</u> の 90%以上とするものとする。</p> <p>② 塗膜厚測定値 (5 回平均) の最小値は、目標塗膜厚 <u>(合計値)</u> の 70%以上とするものとする。</p> <p>③ 塗膜厚測定値 (5 回平均) の分布の標準偏差は、目標塗膜厚 <u>(合計値)</u> の 20%を越えないものとする。ただし、<u>平均値が標準塗膜厚 (合計値) 以上の場合は合格とするものとする。</u></p> <p>④ 平均値、最小値、標準偏差のうち 1 つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は<u>塗増し</u>、再検査しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、<u>使用</u>しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表 (製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記) <u>の確認を監督員に受けなければならない。</u></p> | <p>(6) 受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>① 塗膜厚測定値 (5 回平均) の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上とするものとする。</p> <p>② 塗膜厚測定値 (5 回平均) の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上とするものとする。</p> <p>③ 塗膜厚測定値 (5 回平均) の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を越えないものとする。ただし、<u>標準偏差が 20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。</u></p> <p>④ 平均値、最小値、標準偏差のうち 1 つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が<u>管理</u>基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は<u>最上層の塗料を増し塗りして</u>、再検査しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、<u>塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督員に提示</u>しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表 (製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記) <u>を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示</u>しなければならない。</p> | 表現の適正化                |
| 1-4-4<br>1   | 既製杭工<br>試験杭 | <p>受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p>  | <p>受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p><u>また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</u></p>   | 表現の適正化<br><br>杭基礎施工便覧 |

第 3 編 土木工事共通編

| 番号         | 項目              | 現行  | 改定   | 改定理由                         |
|------------|-----------------|---|--|------------------------------|
| 11         | 中掘り杭工法による既製杭工施工 | <p>受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。</p> <p><u>また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。</u></p>  | <p>受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。</p> <p><u>また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</u></p> | <p>表現の適正化</p> <p>杭基礎施工便覧</p> |
| 24         | 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手   | <p>(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が -10～+5℃の場合で、溶接部から 100mm 以内の部分がすべて +36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p>  | <p>(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。<u>風は、セルフシールドアーク溶接の場合には 10m/sec 以内、ガスシールドアーク溶接の場合には 2m/sec 以内とする。</u>ただし、気温が -10～+5℃の場合で、溶接部から 100mm 以内の部分がすべて +36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p>  | <p>表現の適正化</p> <p>杭基礎施工便覧</p> |
| 1-4-5<br>1 | 場所打杭工<br>試験杭    | <p>受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p><u>受注者は、2 本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し施工計画書に記載しなければならない。</u></p> | <p>受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p><u>また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</u></p>   | <p>表現の適正化</p> <p>杭基礎施工便覧</p> |
| 9          | 鉄筋かごの建込み        | <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置 4 箇所以上、<u>深さ方向 5m 間隔以下で取付けなければならない。</u></p>  | <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置 4 箇所以上、<u>深さ方向 3m 間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し 500～700mm の間隔で設置するものとする。</u></p>   | <p>表現の適正化</p> <p>杭基礎施工便覧</p> |

第 3 編 土木工事共通編

| 番号                        | 項目                                 | 現行   | 改定  | 改定理由          |
|---------------------------|------------------------------------|--|---|---------------|
| 1-7-3<br>1<br>2<br>2<br>1 | 置換工<br>一般事項<br><br>置き換えが必要と判断される場合 | <u>受注者は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。</u><br><br><u>受注者は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督員と協議するものとする。</u>  | <u>受注者は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。</u><br><br><u>受注者は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督員と協議するものとする。</u>   | 表現の適正化（順序の変更） |
| 1-10-5<br>24              | 土留・仮締切工<br>止水シートの設置                | 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。   | 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。<br><u>側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。</u>   | 表現の適正化        |
| 1-12-3<br>1               | 桁製作工<br>製作加工                       | 製作加工については、下記の規定によるものとする。<br>(1) 原寸<br>① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。<br>② 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。<br>③ 受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の 1 級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。<br>④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。<br><br>(8) 予熱<br>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて溶接線の両側 100mm 及びアークの前方 100mm 範囲の母材を表 1-59 により予熱することを標準とする。 | 製作加工については、下記の規定によるものとする。<br>(1) 原寸<br>① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。<br><u>ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。</u><br>② 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。<br>③ <u>原寸図を作成する場合</u> 、受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の 1 級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。<br>④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。<br><u>なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。</u><br>(8) 予熱<br>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて溶接線の両側 100mm 及びアークの前方 100mm 範囲の母材を表 1-59 により予熱することを標準とする。<br><u>なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 1-59-2 とする。</u><br><u>表 1-59-2 予熱温度の標準を適用する場合の PCM の条件の追加</u> | 表現の適正化        |

第 3 編 土木工事共通編

| 番号 | 項目 | 現行  | 改定  | 改定理由          |
|----|----|---|---|---------------|
|    |    | <p>(11) 溶接の検査</p> <p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。</p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JIS Z 2305) <u>(非破壊試験-技術者の資格及び認証)</u> に基づく次の 1)～3)に示す資格を有していなければならない。</p> <p>1) 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。</p> <p>2) 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。</p> <p>3) 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。</p> <p>(14) 仮組立て</p> <p>①受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。</p> <p>②受注者は、受注後、速やかに様式 1-1 の鋼橋仮組立計画書を監督員に提出し承諾を得なければならない。なお、仮組立検査省略無しの場合において、任意仮組立シュミレーションによる精度管理を行う場合は、この旨を付した協議書を添えて監督員に提出することとする。</p> <p>③受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>④受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。</p> <p>⑤受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督員の承諾を得た上で補修しなければならない。</p> | <p>(11) 溶接の検査</p> <p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。<u>なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル 2 以上の資格を有するものとする。</u></p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JIS Z 2305) <u>(非破壊試験技術者の資格及び認証)</u> に基づく次の 1)～3)に示す資格を有していなければならない。</p> <p>1) 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。</p> <p>2) 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。</p> <p>3) 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。</p> <p>(14) 仮組立て</p> <p>①受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。ただし、<u>シミュレーション仮組立などの</u>他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。</p> <p>②受注者は、受注後、速やかに様式 1-1 の鋼橋仮組立計画書を監督員に提出し承諾を得なければならない。なお、仮組立検査省略無しの場合において、任意仮組立シュミレーションによる精度管理を行う場合は、この旨を付した協議書を添えて監督員に提出することとする。</p> <p>③受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>④受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。</p> <p>⑤受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督員の承諾を得た上で補修しなければならない。</p> | <p>表現の適正化</p> |

第 3 編 土木工事共通編

| 番号     | 項目        | 現行   | 改定   | 改定理由                                |
|--------|-----------|--|--|-------------------------------------|
| 2      | ボルトナット    | <p>(3) 仮組立て時のボルト孔の精度</p> <p>① 受注者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは、<u>1.0mm 以下としなければならない。</u></p> <p>② 受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは 0.5mm 以下にしなければならない。</p> <p>③ 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 1-66 のとおりにしなければならない。</p> | <p>(3) 仮組立て時のボルト孔の精度</p> <p>①受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは 0.5mm 以下にしなければならない。</p> <p>② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 1-66 のとおりにしなければならない。</p>   | 表現の適正化                              |
| 1-12-6 | 落橋防止装置製作工 |  |  |                                     |
| 1      | 製作加工      | <p><u>PC 鋼材等による落橋防止装置の製作加工</u>については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、PC 鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらなければならない。</p>  | <p><u>落橋防止装置等（落橋防止装置、変位制限装置）の製作加工</u>については、以下の規定によるものとする</p> <p>(1) 受注者は、PC 鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらなければならない。</p> <p><u>(2) 工場で行う落橋防止装置等の製作については、第 3 編 1-12-3 桁製作工の規定による。</u></p>  | 落橋防止装置等の溶け込み溶接製品の品質確保について(通知)における追加 |
| 3      | 溶接検査について  | 【新規追加】   | <p>① 受注者は、<u>外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。</u></p> <p>② 受注者は、<u>検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。</u></p> <p>③ <u>内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。</u></p> <p>④ <u>落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。</u></p> |                                     |
| 4      | 溶接施工について  | 【新規追加】   | <p>① 受注者は、<u>溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。なお、当該分野について ISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</u></p> <p>② 受注者は、<u>溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。</u></p>  |                                     |

平成 29 年 建設工事共通仕様書の改定 新旧対照表

第 3 編 土木工事共通編

| 番号          | 項目          | 現行     | 改定  | 改定理由                                |
|-------------|-------------|--------|---|-------------------------------------|
| 5           | 施工体制台帳について  | 【新規追加】 | <u>溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、当該業者の施工体制台帳を作成し、その写しを提出するものとする。</u> | 落橋防止装置等の溶け込み溶接製品の品質確保について(通知)における追加 |
| 1-14-3<br>1 | 吹付工<br>一般事項 | 【新規追加】 | <u>受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。</u>            | 表現の適正化                              |